様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 中央スポーツ医療専門学校 |
| 設置者名 | 学校法人国際中央学園 |

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療専門課程 | スポーツ柔整学科 | 夜・通信 | 38 単位 | 9 単位 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| （備考） | | | | | |

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|---|
| ホームページ　(https://www.chuo.ac.jp/csm/)<br>トップ画面→情報公開「実務経験のある教員等による授業科目」 |

３．要件を満たすことが困難である学科

| |
|---|
| 学科名 |
| （困難である理由） |

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 中央スポーツ医療専門学校 |
| 設置者名 | 学校法人国際中央学園 |

１．理事（役員）名簿の公表方法

| |
|---|
| ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）<br>トップ画面→情報公開「理事名簿」 |

２．学外者である理事の一覧表

| 常勤・非常勤の別 | 前職又は現職 | 任期 | 担当する職務内容<br>や期待する役割 |
|---|---|---|---|
| 非常勤 | 元県立高等学校学校長 | R8.6.24～R12 年度定時評議員会終結の時 | 組織運営体制へのチェック機能 |
| 非常勤 | 元県立高等学校学校長 | R8.6.24～R12 年度定時評議員会終結の時 | 組織運営体制へのチェック機能 |
| （備考） | | | |

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|---|---|
| 学校名 | 中央スポーツ医療専門学校 |
| 設置者名 | 学校法人国際中央学園 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| |
|---|
| １．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 |
| （授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）<br>○作成プロセス<br>①共通フォーマットの作成<br>②常勤および非常勤講師へ作成依頼<br>③２月～３月末にかけて完成できるよう依頼<br>④カリキュラム検討委員会を実施して協議<br>⑤完成後学生への配布及びホームページにて公開<br><br>○内容<br>①科目概要<br>②到達目標<br>③使用教材・教具<br>④成績評価の方法・基準<br>⑤履修にあたっての留意点 |

| | |
|---|---|
| 授業計画書の公表方法 | ホームページ　(https://www.chuo.ac.jp/csm/)<br>トップ画面→情報公開「授業計画」 |

| |
|---|
| ２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 |
| （授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）<br>○成績評価について<br>各科目の評定は上位よりＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅの６段階として、「Ｅ評定」は不合格とし、単位習得は認められない。尚、Ｓ～Ｅの評定は下記の点数で区分する。<br>「Ｓ」・・・９０～１００点　単位認定<br>「Ａ」・・・８０～　８９点　単位認定<br>「Ｂ」・・・７０～　７９点　単位認定<br>「Ｃ」・・・６０～　６９点　単位認定<br>「Ｄ」・・・５９点以下　　単位認定（再試験等により）<br>「Ｅ」・・・５９点以下　　単位不認定 |

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
○客観的な指標として、評定平均を設定する。
【評定平均の求め方】
①科目評定を以下に換算（以後、評定換算値という）
「Ｓ」・・・４
「Ａ」・・・３
「Ｂ」・・・２
「Ｃ」・・・１
「Ｄ」・・・１
「Ｅ」・・・０
②評定平均の計算式
「評定平均＝科目ごとの評定換算値を合計÷科目数」
③成績判定会議で成績評価が確定後に評定平均を求め、成績分布状況を把握する。

| | |
|---|---|
| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）<br>トップ画面→情報公開「成績管理」 |

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
・卒業認定のプロセス
卒業の判定は、教務会議において各授業科目の評価点の他に、認定実技審査の成績、国家試験と同様の形式による模擬試験、履修態度、賞罰等の内容を審議して卒業判定会議にて決定する。

・卒業認定の内容
①年間換算欠席日数が２０日以下のもの
②３年次終了時点で１０１単位以上を取得したもの
③当校の卒業基準を満たした者については柔道整復師国家試験の受験資格を得ることができる。尚、国家試験受験願書を提出していても、卒業試験に合格しない、または卒業基準を満たしていない場合には卒業延期もしくは留年となる。その場合、国家試験受験資格も消滅し、申し込みがされていても受験できない。

| | |
|---|---|
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）<br>トップ画面→情報公開「成績管理」 |

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 中央スポーツ医療専門学校 |
| 設置者名 | 学校法人国際中央学園 |

１．財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|---|---|
| 貸借対照表 | ホームページ　(https://www.chuo.ac.jp/csm/)<br>トップ画面→情報公開「財務諸表」 |
| 収支計算書又は損益計算書 | ホームページ　(https://www.chuo.ac.jp/csm/)<br>トップ画面→情報公開「財務諸表」 |
| 財産目録 | 学園本部窓口にて閲覧 |
| 事業報告書 | 学園本部窓口にて閲覧 |
| 監事による監査報告（書） | 学園本部窓口にて閲覧 |

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 医療専門課程 | スポーツ柔整学科 | ○ | |

| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| ３年 | 昼 | １０１<br>単位時間／単位 | 76<br>単位時間<br>／単位 | 0<br>単位時間<br>／単位 | 4<br>単位時間<br>／単位 | 0<br>単位時間<br>／単位 | ２１<br>単位時間<br>／単位 |
| | | | 単位時間／単位 | | | | |

| 生徒総定員数 | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 90 人 | 80 人 | 0 人 | 6 人 | 13 人 | 19 人 |

| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
|---|
| （概要）<br>【授業方法】<br>授業日　月曜～金曜日<br>１コマにつき 90 分授業　１日３コマを基本とする。　座学もしくは実技による。<br>（１時限　9:20～10:50　２時限　11:00～12:30　３時限　13:20～14:50）<br>※場合によっては４時限を実施する　15:00～16：30<br>【内容】<br>（１）基礎科目　　専門学生としての素養を学ぶ。<br>（２）専門基礎科目　柔道整復師としての医学知識を学ぶ。<br>（３）専門科目　　柔道整復の専門的知識及び技術を学ぶ。<br><br>【年間授業計画】<br>前期　４月から９月（１科目につき１５回を基本とする。）<br>後期　10 月から３月（１科目につき１５回を基本とする。）<br>他に、課外授業、臨床実習等がある。 |

成績評価の基準・方法

（概要）

○成績評価について

・出席率が２／３以上に満たない場合は、単位取得は認められない。

・各科目の評定は上位よりＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅの６段階として、「Ｅ評定」は不合格とし、単位習得は認められない。

尚、Ｓ～Ｅの評定は下記の点数で区分する。

「Ｓ評定」・・・９０～１００点　単位認定

「Ａ評定」・・・８０～　８９点　単位認定

「Ｂ評定」・・・７０～　７９点　単位認定

「Ｃ評定」・・・６０～　６９点　単位認定

「Ｄ評定」・・・５９点以下　　単位認定（再試験等により）

「Ｅ評定」・・・５９点以下　　単位不認定

卒業・進級の認定基準

（概要）

○卒業認定基準

①履修科目の確認を行い、卒業判定会議にて判定する

②年間換算欠席日数が２０日以下の者

③３年次終了時点で１０１単位を取得したもの

○進級判定基準

①履修科目の確認を行い、進級判定会議にて判定する

②年間換算欠席日数が２０日以下の者

③必修科目をすべて履修

学修支援等

（概要）

・安全確保のため生活安全センターを設置

・クラス担任制、個別面談等の対応

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数<br>（自営業を含む。） | その他 |
|---|---|---|---|
| 15 人<br>（100%） | 0 人<br>（0.0%） | 15 人<br>（100%） | 0 人<br>（0.0%） |

（主な就職、業界等）

接骨院、整骨院、病院、整形外科、介護施設、等

（就職指導内容）

個別面談、就職ガイダンス、就職説明会開催、等

（主な学修成果（資格・検定等））

柔道整復師国家資格、社会人常識マナー検定、経済記事の読み方検定、
スポーツ医学検定

（備考）（任意記載事項）

| 中途退学の現状 | | |
|---|---|---|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 72 人 | 4 人 | 5.6% |
| （中途退学の主な理由）<br>進路変更 | | |
| （中退防止・中退者支援のための取組）<br>【中退防止】<br>学生面談やカウンセリングを随時行い、日々学生との意志疎通に努めている。<br>欠席が増えた場合は速やかに保護者面談を実施する。<br>【中退者支援】<br>代替医療等への進路変更の相談など | | |

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料<br>(年間) | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| スポーツ柔整学科 | 200,000 円 | 940,000 円 | 400,000 円 | |
| 修学支援（任意記載事項） | | | | |
| | | | | |

ｂ）学校評価

| 自己評価結果の公表方法 |
|---|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）<br>ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）<br>トップ画面→情報公開「自己点検・評価表」 |
| 学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） |
| （１）主な評価項目<br>①教育理念・目標<br>②学校運営<br>③教育活動<br>④学修成果<br>⑤学生支援<br>⑥教育環境<br>⑦学生受入募集<br>⑧財務<br>⑨法令遵守<br>⑩社会貢献・地域貢献<br>（２）評価委員会の構成<br>委員の定数　３名<br>委員の選出区分（保護者・卒業生・接骨院、病院等の医療関係者、高等学校関係者、その他教育に関する有識者） |

（３）評価結果の活用方法
教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することにより、学校法人国際中央学園の設置する中央スポーツ医療専門学校のより実践的な職業教育の質を確保する。

学校関係者評価の委員

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|---|---|
| 元高等学校教諭 | R8.4.1～R10.3.31 | 高等学校関係者 |
| 元群馬県柔道整復師会常務理事<br>接骨院院長 | R8.4.1～R10.3.31 | 医療関係者 |
| 卒業生・同窓会副会長<br>接骨院院長 | R8.4.1～R10.3.31 | 卒業生 |

学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）
トップ画面→情報公開「学校関係者評価委員会報告書」

第三者による学校評価（任意記載事項）

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ホームページ　（https://www.chuo.ac.jp/csm/）

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校コード（13桁） | H110310000129 |
| 学校名（○○大学 等） | 中央スポーツ医療専門学校 |
| 設置者名（学校法人○○学園 等） | 学校法人国際中央学園 |

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|---|---|---|---|---|
| 支援対象者数<br>※括弧内は多子世帯の学生等（内数）<br>※家計急変による者を除く。 | | 20人（ 12 ）人 | 20人（ 12 ）人 | 20人（ 12 ）人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | - | - | |
| | （うち多子世帯） | （ - 人） | （ - 人） | |
| | 第Ⅱ区分 | 0人 | 0人 | |
| | （うち多子世帯） | （ 0 人） | （ 0 人） | |
| | 第Ⅲ区分 | - | - | |
| | （うち多子世帯） | （ - 人） | （ - 人） | |
| | 第Ⅳ区分（理工農） | 0人 | 0人 | |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯） | - | - | |
| | 区分外（多子世帯） | - | - | |
| 家計急変による<br>支援対象者（年間） | | | | 0人（ 0 ）人 |
| 合計（年間） | | | | 11人（ 0 ）人 |
| （備考） | | | | |

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | 0人 |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | 0人 | | |
| 修得単位数が「廃止」の基準に該当<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当） | 0人 | | |
| 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | | |
| 「警告」の区分に連続して該当<br>※「停止」となった場合を除く。 | 0人 | | |
| 計 | 0人 | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | 0人 | 前半期 | | 後半期 | |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | 0人 |
| ３月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 0人 | | |

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が「警告」の基準に該当<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当） | 0人 | | |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 0人 | | |
| 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況 | 0人 | | |
| 計 | 0人 | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。